長崎市規則第111号

長崎市外海ふるさと交流センター条例施行規則を廃止する規則を次のように定める。

令和 8 年 10 月 29 日

長崎市長 鈴木 史朗

長崎市外海ふるさと交流センター条例施行規則を廃止する規則

長崎市外海ふるさと交流センター条例施行規則（平成１６年長崎市規則第８３号）は、廃止する。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、令和９年４月１日から施行する。

（長崎市組織規則の一部改正）

2　長崎市組織規則（昭和５０年長崎市規則第３４号）の一部を次のように改正する。

第７条第１項の表北総合事務所地域福祉課の項中第４号を削り、第５号を第４号とし、第６号から第１０号までを１号ずつ繰り上げる。